

町田市定期利用保育利用補助金

～2026年4月から一部の制度を拡充します～

▶ 交付要件

- 町田市に在住していること
- 事前に「町田市子どものための教育・保育給付認定3号・2号」を受けていること^{※1}
- 住民税課税世帯で対象者が0～2歳児クラスに該当すること^{※2}
- 保育園等に在園していないこと

※1 認定がない状態で定期利用保育を利用した場合は、本補助金対象外です。

※2 満3歳児クラスに入園する月は、本補助金対象外です。

▶ 交付上限額について

交付上限額 42,000円/月額保育料

※入園料・給食費・行事費等は補助の対象外です。

当該年度の保育の保留通知書を取得の場合下記のいずれかが加算されます。

2号・3号認定かつ
保育標準認定者

+18,500円/月額保育料
+給食費

2号・3号認定かつ
保育短時間認定者

+2,000円/月額保育料
+給食費

★給食費は、400円(日額)×喫食日数(園で食べた日数)と月額給食費を比較して低い額を補助上限額とします。

★入園費・行事参加費・補助上限額を超える保育料/給食費については自己負担になります。

★新3号認定について

- ・施設等利用費の支給要件に該当 ・定期利用保育実施園実施園にて定期利用保育を利用
- ・当該年度の保育の保留通知書を取得

上記の要件に該当する場合、施設等利用費と併せて18,500円と給食費を助成します。

給食費は、400円(日額)×喫食日数(園で食べた日数)と月額給食費を比較して低い額を補助上限額とします

▶ 対象施設について

利用できる時間や利用できる年齢は施設によって異なります。

定期利用保育利用補助金対象園は、右のQRコードからご確認いただけます。



あずける>定期利用保育

▶申請書類について

	必要書類
2号・3号認定	【申請書】 町田市定期利用保育補助金交付申請書 【領収書】 施設利用証明書兼領収書
新3号認定	2種類の申請書が必要になります ①施設等利用費請求用 【申請書】 施設等利用費請求書 【領収書】 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書 ②定期利用保育利用補助金用 【申請書】 町田市定期利用保育補助金交付申請書 【領収書】 施設利用証明書兼領収書

▶受付期間・交付日について

【提出先】 町田市役所子ども総務課 2階202窓口又は郵送

補助対象期間	子ども総務課受付締め切り	交付日
4月～6月分	7月15日【必着】	8月末
7月～9月分	10月15日【必着】	11月末
10月～12月分	1月15日【必着】	2月末
1月～3月分	4月10日【必着】 最終申請期限	5月末

*原則、補助対象期間の受付締め切りまでに申請するようにお願いいたします。申請書の提出忘れ等があった際は、以降の受付月でもご提出できます。但し、最終申請期限を過ぎた場合は、当該年度の補助金を交付することができなくなります

*郵送で提出の場合、子ども総務課に届いた日が受付日になります。受付締め切りを過ぎた場合、翌受付期間の交付日に交付します。但し、4月10日以降に届いた申請書については一切交付できません。

*交付決定になった場合、支払日の1週間前に決定通知書を送付いたします。

▶お問い合わせ先

■認定・保育の利用保留通知書についてのお問い合わせ

町田市 子ども生活部 保育・幼稚園課 支援係 TEL 042-724-2137

■定期利用保育事業についてのお問い合わせ

町田市 子ども生活部 保育・幼稚園課 管理係 TEL 042-724-2138

■本補助金交付業務についてのお問い合わせ

町田市 子ども生活部 子ども総務課 手当・医療費助成係 TEL 042-724-2551